

# 香川県立保健医療大学条例

平成15年12月19日

条例第62号

(設置)

第1条 保健医療に関する高度の専門的な知識及び技術を教授研究し、県民の保健医療の向上と福祉の増進に寄与するため、香川県立保健医療大学（以下「大学」という。）を高松市に設置する。

(学部及び学科)

第2条 大学に、保健医療学部（以下「学部」という。）を置く。

2 学部に、看護学科及び臨床検査学科を置く。

(大学院)

第3条 大学に、大学院を置く。

2 大学院に、保健医療学研究科を置く。

3 大学院に、博士課程を置き、これを前期及び後期の課程に区分する。

4 保健医療学研究科に、看護学専攻及び臨床検査学専攻を置く。

(修業年限)

第4条 大学の修業年限は、4年とする。

2 博士課程の修業年限は、前期の課程にあつては2年、後期の課程にあつては3年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、それぞれ当該期間を超える修業年限とすることができる。

(授業料等)

第5条 大学の授業料、入学選考の手数料及び入学金は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年 香川県条例第2号）の定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、大学の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条並びに次項（香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部195の項及び196の項の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

2 香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正)

3 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 1・2（略）
- 3（前略）第32条（中略）の規定 平成18年1月10日
- 4・5（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項（香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部236の項及び237の項の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。  
（香川県使用料、手数料条例の一部改正）
- 2 香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。  
（次のよう略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項（香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部236の項及び237の項の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。  
（香川県使用料、手数料条例の一部改正）
- 2 香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。  
（次のよう略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成29年3月31日に香川県立保健医療大学の大学院に学生として在学する者がこの条例の施行の日以後引き続き学生として在学する期間（同日以後に当該大学院に再び学生として入学する場合における当該入学の日以後の期間を除く。）における当該者についての学生としての課程、専攻及び修業年限については、改正後の香川県立保健医療大学条例の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成31年3月31日に香川県立保健医療大学の大学院の修士課程に在学する者がこの条例の施行の日以後引き続き当該課程に在学する場合における当該者についての当該課程及びその修業年限については、改正後の香川県立保健医療大学条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
（香川県使用料、手数料条例の一部改正）
- 3 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第3条に規定する助産学専攻科は、令和5年3月31日に当該専攻科に在学する学生が当該専攻科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学生が納付すべき授業料の額については、なお従前の例による。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

- 3 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)